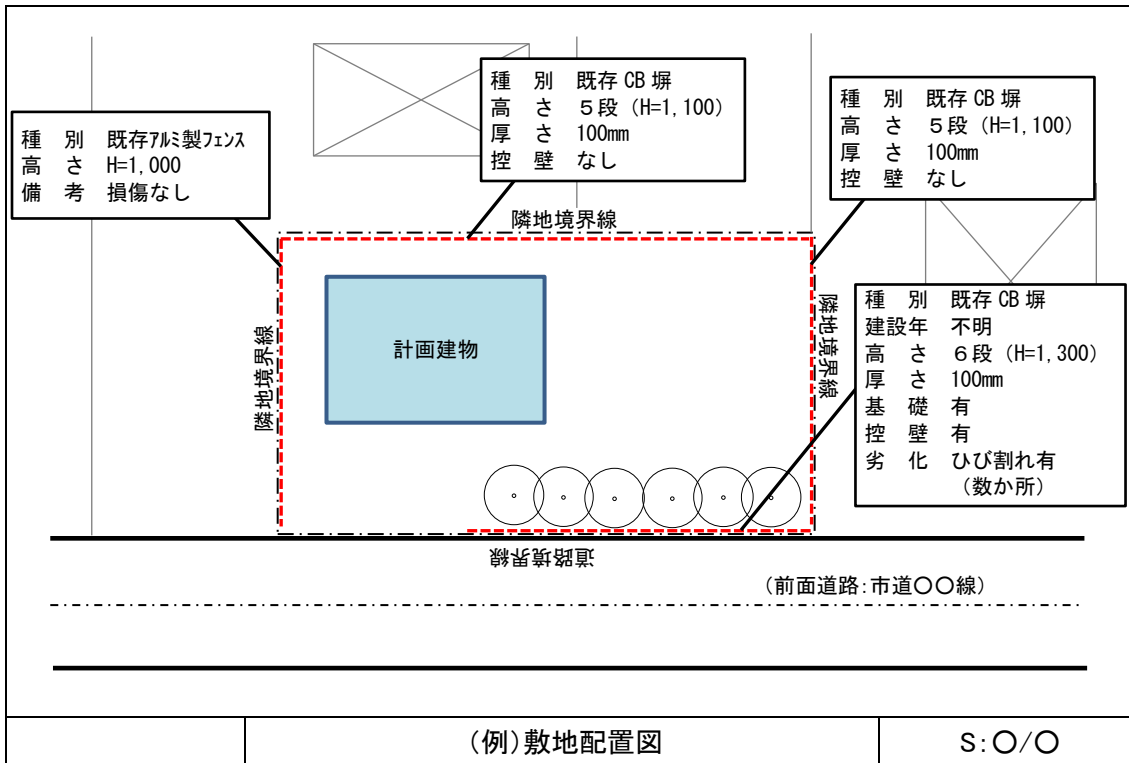


◆確認申請時の図面への記載例

敷地配置図等



(例)敷地配置図

S:〇/〇

道路境界線沿いのブロック塀について、詳細に調査を実施することとする。

なお、併せて、CB 塀以外の塀（建築物の一部となるもの。隣地境界線沿いのものも含む。）についても、その状況を記載することとする。
(例:上図のアルミ製フェンス)

ブロック塀の点検のチェックポイント 別紙1 国土交通省

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改修しましょう。
まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

＜専門家にご相談しよう＞
 経路通（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合
 □ 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
 □ 2. 塀の厚さは十分か。
 □ 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の高さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
 □ 4. 基礎があるか。
 □ 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。
 □ 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：パンフレット「地震から家が守ろう」 日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

○愛媛県内におけるブロック塀に係る取扱い運用基準より抜粋（P15）

◆確認申請時の対応

法第6条に基づく確認申請書の提出があったとき、敷地内にブロック塀がある場合は、既存建物の状況を確認すると同様に、設計者に対し、当該ブロック塀の状況の確認を求めるとする。

（既存不適格に該当するか否か、現行法に照らし合わせた場合支障があるか否か等）
（国交省が公表している「ブロック塀の点検のチェックポイント」を用いた調査を想定。（巻末付録 P26 に収録））